埼玉県高等学校等奨学金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県高等学校等奨学金に関する条例(平成18年埼玉県条例第61号。以下「条例」という。)、埼玉県高等学校等奨学金に関する規則(平成18年埼玉県教育委員会規則第41号。以下「規則」という。)及び埼玉県高等学校等奨学金事業要綱(以下「事業要綱」という。)に基づく埼玉県高等学校等奨学金(以下「奨学金」という。)の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与資格認定の申請)

- 第2条 奨学金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、貸与を 希望する年度ごとに、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類 を埼玉県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出するものとする。
 - (1) 在学校において、埼玉県高等学校等奨学金の貸与を受けたことのない者(ただし、在学校へ転入学した者のうち、転入前の高等学校等において埼玉県高等学校等奨学金の貸与資格認定を受けていた者は除く。)
 - イ 奨学金貸与資格認定申請書 (様式第1号(1)、様式第1号(2)又は様式第1号(3))
 - ロ 別記3に定める証明書類
 - ハ その他教育長が必要と認める書類
 - ② 前号以外の者(次項、第3条第2項及び別記1(3)において「継続貸与希望者」 という。)
 - イ 奨学金継続貸与資格認定申請書(様式第2号)
 - ロ その他教育長が必要と認める書類
- 2 申請者の在学する高等学校等の長は、申請者の生活態度等について、様式第3号(1)の推薦調書又は様式第3号(2)の調書を作成し、教育長に提出するものとする。
- 3 申請者は、奨学金の貸与資格認定の申請を取下げるときは、様式第4号の奨学 金貸与辞退(申請取下げ)届を教育長に提出するものとする。
- 4 第1項に定める書類は、次の各号に定める期間内で年度毎に教育長が別に定める募集期間に提出するものとする。
 - (1) 在校生向け募集
- 4月1日から5月末日まで
- (2) 中学3年生向け募集
- 10月1日から1月末日まで
- (3) その他募集

教育長が別に定める募集期間

なお、保護者の失職等により修学が困難となった者については、上記以外の募集期間であっても随時申請を受け付けるものとする。

(貸与資格の認定)

- 第3条 教育長は、第2条の申請書類を受理したときは、必要な事項を調査の上、 奨学金を貸与する要件に合致しているか審査し、要件に合致する者のうちから、 貸与枠の範囲内において貸与資格を有する者を認定するものとする。
- 2 事業要綱第2条の規定による世帯の道府県民税の所得割の額と市町村民税の所 得割の額とを合算した額(以下、「住民税の所得割額」という。)の基準額は別表の 額とし、貸与資格の認定方法は、別記1のとおりとする。

ただし、継続貸与希望者の属する世帯の住民税の所得割額は、基準額以下である ものと認定する。

また、別表の世帯人数を超える世帯があるときは、別途基準額を定めるものと する。

3 規則第3条に規定する「その他教育長が必要と認める書類」とは、様式第5号

- の入学許可候補者証明書又はそれと同様の内容を証明する書類とする。
- 4 教育長は、奨学金の貸与資格の有無を認定したときは、その旨を当該申請者に 書面により通知するものとする。

(貸与の手続き)

- 第4条 奨学金の貸与資格認定を受けた者(以下「奨学生」という。)は、教育長が指定する期間内に、教育長が指定する金融機関(以下「指定機関」という。) において奨学金の貸与に必要な手続きを行い、奨学金の貸与を受けることができ るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず奨学生は、次のいずれかに該当するときは、当該貸与 資格認定に基づく奨学金の貸与を受けることができないものとする。
 - (1) 前項に規定する期間内に奨学金の貸与に必要な手続きを行わなかった場合
 - (2) 申込時の満年齢が14歳未満又は66歳以上の場合
 - (3) 完済時の満年齢が75歳以上の場合
 - (4) 未成年で、奨学金の貸与について、親権者又は後見人などの法定代理人の同意を得られない場合
 - (5) 金融機関において暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の活動若しくは運営に 積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を 有する者)等に該当すると認められる場合
- 3 教育長は、奨学生が貸与に必要な手続きを行ったときは、その旨を奨学生から 報告させるものとする。

(貸与資格認定の取消し)

第5条 教育長は、条例第3条第3号に該当するものとして奨学金を貸与すること が適当でないと認めたときは、奨学金の貸与資格認定を取り消し、その旨を当該 奨学生に書面により通知するものとする。

(異動届等)

- 第 6 条 教育長は、奨学生が高等学校等に在学する期間において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を奨学生から提出させるものとする。
 - (1) 退学、転学、若しくは休学をしたとき 様式第6号の異動届
 - (2) 奨学金の貸与を辞退するとき 様式第4号の奨学金貸与辞退(申請取下げ)届
 - ③ 保護者が県外に転出したとき 様式第7号の県外転出届

(返還債務履行猶予資格の認定)

- 第7条 奨学金の返還の債務の履行の猶予を希望する者は、様式第8号の奨学金返 還猶予資格認定申請書に履行猶予を受けようとする事由を証明する書類を添え て、教育長に提出するものとする。
- 2 教育長は、前項に規定する申請書等を受理したときは、必要な事項を調査のうえ、事業要綱第7条に規定する事由に合致しているか審査し、猶予の必要があると認められる期間の範囲内において返還債務履行猶予資格を認定するものとする。
- 3 教育長は、返還債務履行猶予資格の有無を認定したときは、その旨を当該申請 者に書面により通知するものとする。
- 4 教育長は、指定機関において奨学生が返還債務履行猶予に必要な手続きを行ったときは、その旨を奨学生から報告させるものとする。
- 5 教育長は、奨学生が返還債務履行猶予資格を認められた期間において事業要綱第7条に規定する事由に該当しなくなったときは、様式第10号の奨学金返還猶予事由消滅届を奨学生から提出させるものとする。
- 6 教育長は、前項の奨学金返還猶予事由消滅届を受理し、猶予の必要がなくなっ

たと認めたときは、当該奨学生の返還債務履行猶予資格を取り消すとともに、その旨を当該奨学生に書面により通知するものとする。

(返還債務免除資格の認定)

- 第8条 奨学金の返還の債務の免除を希望する者は、様式第9号の奨学金返還免除 資格認定申請書に免除を受けようとする事由を証明する書類を添えて、教育長に 提出するものとする。
- 2 教育長は、返還債務免除資格の有無を認定したときは、その旨を当該申請者に 書面により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年3月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項 の規定は、同年4月1日から施行する。
 - (埼玉県高等学校等奨学金に関する貸与要領等の廃止)
- 2 埼玉県高等学校等奨学金に関する貸与要領、埼玉県高等学校等奨学金審査基準及び埼玉県高等学校等奨学金貸与選考委員会運営要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定の施行前に廃止前の埼玉県高等学校等奨学金に関する貸与要領の規定に基づき貸与の決定がされた奨学金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 条例、規則、事業要綱及びこの要領に基づく奨学金の貸与に関する周知その他 奨学金事業の円滑な実施のために必要な措置は、この要領の施行の日前において も行うことができる。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、 当分の間、使用することができる。

附則

- 1 この要領は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、 当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、 当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、平成23年3月28日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、 当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成24年3月30日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、

当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、 当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、 当分の間、使用することができる。

附 則

1 この要領は、平成26年1月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、 当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、 当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、 当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、 当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、 当分の間、使用することができる。

1 貸与資格の認定方法

(1) 世帯の認定

世帯とは、申請者、申請者を地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により扶養親族としている者(以下「保護者」という。) 保護者と生計を一にする配偶者(以下「保護者の配偶者」という。) 保護者の扶養親族(申請者を除く)及び保護者の配偶者の扶養親族の総称とし、世帯人数はその合計人数とする。

ただし、申請者が成年者のときは、「保護者」を「申請者」、「保護者の配偶者」を「申請者の配偶者」と読み替えるものとし、以下も同様とする。

なお、保護者の扶養親族及び保護者の配偶者の扶養親族の人数が、証明書類から判断できないときは、奨学金貸与資格認定申請書(様式第1号)の世帯状況欄に記載された高等教育(大学院、短期大学、専修学校の専門課程を含む。以下同じ。)以下の就学者及び未就学児の人数を、扶養親族の人数とすることができる。

(2) 世帯の区分

イ 標準世帯

次の口からホに掲げる以外の世帯を、標準世帯という。

口 生活保護受給世帯

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助費を受給しており、その証明書類が提出された世帯を「生活保護受給世帯」という。

八 児童扶養手当受給世帯

保護者が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当の一部又は全部を受給しており、その証明書類が提出された世帯を「児童扶養手当受給世帯」という。

二 家計急変世帯

家計急変により保護者又は保護者の配偶者の当年分の住民税の所得割額が減額すると見込まれ、その証明書類が提出された世帯を「家計急変世帯」という。

ホ 被災世帯

災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の行われる災害又はこれに準ずる程度の災害として教育長が別に定める災害による被害を受け、その証明書類が提出された世帯を「被災世帯」という。なお、この規定の適用を受ける災害については、その適用期限は教育長が別に定めるものとする。

(3) 貸与資格の認定方法

以下の手順により、貸与資格を認定する。

貸与要件の審査

申請者が条例第3条第1号に規定する貸与要件に合致しているか審査する。

なお、世帯の住民税の所得割額の審査は、2で認定した世帯の住民税の所得割額が、別表の基準額以下であるかどうかの審査を行う。

別表において、高等教育以下の就学者が申請者を含めて2人以下の世帯については「就学者2人以下の世帯」の金額、高等教育以下の就学者が申請者を含めて3人以上いる世帯については「就学者3人以上の世帯」の金額を基準額とする。

貸与資格の認定

貸与要件に合致する者が貸与枠の範囲内のとき

において、貸与要件に合致する者が貸与枠の範囲内のときは、貸与資格を有する者として認定するものとする。

貸与要件に合致する者が貸与枠の範囲を超えるとき

において、貸与要件に合致する者が貸与枠の範囲を超えるときは、世帯の住民税の所得割額の認定額(継続貸与希望者にあっては、前回申請時の認定額)が基準額に比して低額である者から、貸与枠の範囲内で貸与資格を有する者を認定するものとする。

2 世帯の住民税の所得割額の認定方法

(1) 標準世帯

標準世帯の住民税の所得割認定額は、保護者及び保護者の配偶者の住民税の所得割額を合算した額とする。

(2) 生活保護受給世帯

生活保護受給世帯の住民税の所得割認定額は、0円とすることができる。

(3) 児童扶養手当受給世帯

児童扶養手当受給世帯の住民税の所得割認定額は、0円とすることができる。

(4) 家計急変世帯

家計急変世帯の住民税の所得割認定額は、以下の手順で算出した金額とすることができる。

収入が減少した者の年収額の推算

収入がある者

3 (1)で提出された証明書類の収入額(収入額から非課税額を減じた額)を年収に換算する。

換算にあたっては、原則として、3か月分の収入額から1か月の平均収入額を算出し、それを12倍した額を年収額として推算する。

また、証明書類の収入額が時給記載のものについては、1日の勤務(予定)時間 数及び1か月の勤務(予定)日数を乗じる。

なお、1日の勤務(予定)時間数又は1か月の勤務(予定)日数が不明なときは、1日6時間、1か月22日として推算する。

無収入となった者

収入は無いものとして推算する。

世帯の住民税の所得割額の算出

において推算した年収額を所得税法の規定による給与所得額に換算する。

そこから、人的控除額及び年収額の10%を社会保険料控除額として差し引いた金額を課税総所得金額として、その者の住民税の所得割額を推算し、当該世帯の住民税の所得割額を算出する。

(5) 被災世帯

被災世帯の住民税の所得割認定額は、0円とすることができる。

3 添付する証明書類

(1) 住民税の所得割額の証明書類

イ 標準世帯に属する者

保護者及び保護者の配偶者について、以下の書類を添付する。

ただし、保護者の証明書類から保護者の配偶者が控除対象配偶者であることが判断できるときは、保護者の配偶者の書類の添付を省略することができる。

<提出書類>

市町村長が発行する、直近の住民税の所得割額が記載された課税証明書の写し等、直近の住民税の所得割額を証明する書類

ロ 生活保護受給世帯に属する者

以下の書類を添付する。

<提出書類>

生活保護決定通知書の写し等、直近の扶助費の金額を証明する書類

ハ 児童扶養手当受給世帯に属する者

以下の書類を添付する。

<提出書類>

児童扶養手当受給者証の写し等、直近の受給額を証明する書類

二 家計急変世帯に属する者

保護者及び保護者の配偶者について、以下のいずれか一つの書類を添付する。

<提出書類(いずれか一つ)>

- ・ 直近の給与明細書(原則3か月分)の写し
- ・ 給与支払者による証明書
- ・ 退職証明書、雇用保険受給資格者証の写し等、無職となったことを 証明する書類
- ・ その他収入を証明する書類

ホ 被災世帯に属する者

以下のいずれか一つの書類を添付する。

<提出書類(いずれか一つ)>

- ・市町村長が発行する罹災証明書
- ・その他災害にかかったことを証明する書類

(2) 世帯状況に応じて必要な証明書類

イ 保護者又は保護者の配偶者のいずれか又はその両方が欠けている世帯に属する者

保護者又は保護者の配偶者のいずれか又はその両方が欠けており、(1)で添付した証明書類から その事実が判断できないときは、以下の書類を添付する。

<提出書類(必要に応じて)>

住民票(世帯全員を記載したもの)等、保護者又は保護者の配偶者 いずれか又はその両方が欠けていることの分かる書類

ロ その他、添付書類から属する世帯の状況が判断できない者

イに掲げるもののほか、(1)で添付した証明書類から世帯状況が判断できないときは、その状況 が判断できる書類を添付する。

< 提出書類(必要に応じて) > 世帯状況を証明する書類